



法定検査のご説明

現場での検査

水質検査

- ① pH
- ② 溶存酸素量
(採水検査時は省略)
- ③ 透視度
- ④ 残留塩素濃度
- ⑤ **BOD《採水》**



外観検査

- ① 設置状況
- ② 設備の稼働状況
- ③ 水の流れ方の状況
- ④ 使用の状況
- ⑤ 悪臭の発生状況
- ⑥ 消毒の実施状況
- ⑦ か・はえの発生状況



書類検査

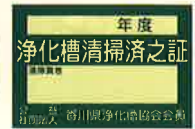
- ① 保守点検の状況
- ② 清掃の状況



(放流水の採水)



(現場での水質検査)



(ステッカー等確認)



(検査済証貼付)

検査室でのBOD検査



試料の希釈、調整作業



20℃で
5日間培養



自動測定機で測定しBODを算出



BOD
とは...?

水の汚れを表す数値で、浄化槽の水質判定の指標となります。
 一般的に合併処理浄化槽では**BODが20mg/L以下**、みなし(単独処理)浄化槽では**BODが90mg/L以下**と定められています。
 採水検査(検査項目の一部を省略)においてBODが基準値を超えた場合は、検査員が再度現場を確認させていただく場合があります。

浄化槽管理者の3つの義務

浄化槽の維持管理・法定検査は法律で義務づけられています。

保守点検

保守点検では、機器の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。
保守点検は技術上の基準に従って、自ら行うか香川県知事または高松市長に登録した業者に委託して実施します。



清掃

清掃は槽内に溜まった汚泥・汚物・異物その他機能上支障となるものを取り除き、各装置の清掃を行う作業です。
清掃は市・町の許可を受けた業者が実施します。



法定検査

法定検査とは、保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかをBODを指標とする水質検査などにより判断するもので、年に1回指定検査機関である公益社団法人香川県浄化槽協会が実施します。



浄化槽のことなら
お気軽にご相談
ください。



公益社団法人 **香川県浄化槽協会**

〒761-8012 高松市香西本町1番地106

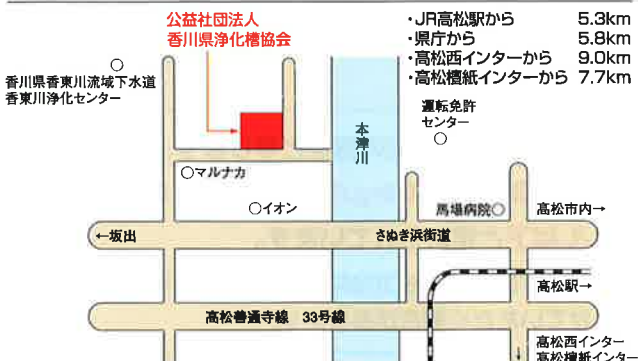
TEL 087-881-6600 FAX 087-881-6670

ホームページ <http://www.kagawajk.jp>

Eメール kjk@kagawajk.jp

担当者

所在地



法定検査車

